

介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）業務に係る企画提案募集要領

1 目的

この事業は、介護職員等が専門的な介護ケアに集中できるように、業務支援アドバイザーやスポットワーク提供事業者等と連携して、介護事業所の業務の洗い出し、業務の切り出し、業務の仕分け、切り出し等した業務のスポットワーカーへの割り振り等に関する伴走支援を実施し、介護事業所におけるタスクシフト・タスクシェアを促進するとともに、スポットワークの県内事業所への横展開を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）業務

(2) 業務内容

介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）業務仕様書（以下、「仕様書」）のとおり

(3) 委託契約金額の上限

3,201,000円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと

イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと

ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと

エ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと

オ 法人税、消費税および地方消費税の未納がないこと

カ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること

ク スポットワーク提供事業者として厚生労働大臣の許可を受けていること

ケ 事業所と求職者をマッチングするシステムを構築・運営していること

コ 福井県内において、事業所の求人に対応できる介護および医療等の有資格者の求職者登録数を有していること

サ 福井県内のエリアを管轄する事業所を有していること

シ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- ス 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- セ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- ソ その他、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年5月26日（火）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「7 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式第1号） (2) 企画提案参加資格誓約書（様式第2号） (3) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） (4) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し (5) 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書 (6) 国税（法人税、消費税および地方消費税）の納税証明書 (7) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し (8) 過去に実施した同種または類似業務の概要（様式第3号） (9) 役員等名簿（様式第5号）
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記(2)により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年5月29日（金）までに通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式第4号）により、令和8年5月26日（火）までに「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年5月29日（金）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。

ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年6月5日（金）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「7 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可） 記載事項については別紙「企画提案書記載項目」と相対できるように整理して記載してください。
⑤ 提出部数	正本1部、副本6部（紙ベースで提出してください。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定方法

介護現場の生産性向上推進事業（介護現場におけるスポットワーカー活用促進事業）業務選定審査会（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーション（ヒアリングを含む。※オンラインでの開催を想定）による審査を実施する。

なお、災害等不測の事態の発生等により書面審査となる可能性もある。

プレゼンテーションを実施する日時および会場については、別途参加者に対し電子メールにより通知する。

(2) 審査方法

審査会では、審査基準に基づき、企画提案内容について公正な審査を行う。審査会での審査において、最も評価の高かった提案者を連携・協力事業者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 問合せ、書類提出先

〒910-0006

福井県福井市中央1-3-1

ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター

電 話 0776-25-1365

F A X 0776-25-4706

電子メール seisansei18@kaigo-center.or.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）

(別紙1)

企画提案書記載項目

企画提案書には以下の項目について具体的に記載すること。なお、様式は任意とするが、様式サイズはA4とし、次の1から4を一体として綴ること。

1 企画提案の内容

- (1) 介護現場におけるスポットワーカー活用によるタスクシフト・タスクシェアの伴走支援に関する事業概要等説明会の開催
 - ・伴走支援を実施するモデル事業所については、公募等により選定することから、公募開始前に事業概要等説明会を開催すること
 - ・事業概要説明会等においては、既にスポットワーカーを活用している先進事例の紹介等も実施すること
 - ・オンライン、集合形式を併用し、多くの事業所が参加できるように検討すること
 - ・グループディスカッション等を取り入れるなど、参加者（主に来場者向け）が主体的に考える内容とすること
- (2) モデル事業所に対する伴走支援
 - ・業務支援アドバイザーの指示等に基づき、直接介護業務等の仕分け・切り出し、スポットワーカー募集のための求人票作成、求人掲載およびマッチングの支援の伴走支援を実施すること
 - ・伴走支援を実施した事業所のマッチング手数料の負担軽減（1事業所10万円／上限）を実施すること
※1事業所10万円／上限×20事業所×税率=220万円については、実費精算となる（負担軽減を実施しなかった場合は、委託料から減額することとする）
 - ・スポットワーカーの継続的な従事のための定期的な支援（月1回程度）を実施すること
 - ・伴走支援の実施にあたり、業務支援アドバイザーおよび県と定例ミーティングを実施すること（月1回を想定）
※定例ミーティング内容：進捗報告、事業所情報の共有、伴走支援方針決定、求人・マッチング状況など
- (3) 介護現場におけるスポットワーカー活用によるタスクシフト・タスクシェアの伴走支援に関する成果報告会の開催
 - ・スポットワークの県内事業所への横展開を図るため、成果報告会を開催すること
 - ・オンライン、集合形式を併用し、多くの事業所が参加できるように検討すること
 - ・グループディスカッション等を取り入れるなど、参加者（主に来場者向け）が主体的に考える内容とすること
- (4) 伴走支援モデル事業所における好事例集作成の業務
 - ・スポットワークの県内事業所への横展開を図るため、伴走支援を受けているモデル事業所などの取り組みの好事例集を作成すること
 - ・好事例集の対象事業所については、伴走支援を実施している20モデル事業所を中心とすること
 - ・好事例集の内容については、対象事業所等との面談等を踏まえて作成し、「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」と協議の上、決定すること
 - ・A4サイズ・12ページ分（想定）とすること
 - ・好事例集について、福井県ホームページ等での公開やメールでの配信などができるように、データ形式（編集可能）で引渡しすること

2 経 費

- ・予算額3,201,000円(消費税および地方消費税を含む。)を上限として業務に関する費用の概算額およびその内訳を詳細に記載すること。

3 事業実施のための組織体制

- ・責任者、各業務の担当者等の構成、人数、業務従事予定者の略歴(氏名・役職、本業務に関するこれまでの経験)等について体制図を用いて、責任者等を具体的に記載すること。
- ・これまでの実績やノウハウ、知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう記載すること。

4 事業スケジュール

- ・契約からの全体スケジュールが分かるようにすること。

(想定スケジュール)

実施スケジュール(想定)	事業内容
令和8年6月中旬	・伴走支援に関する事業概要説明会の開催
令和8年7月中旬	・伴走支援を希望するモデル事業所を公募・選定
令和8年8月 ～ 令和9年2月上旬	・業務支援アドバイザー等による伴走支援 (支援内容) ・介護事業所における業務の洗い出し、業務の切り出し、仕分けなどの実施 ・切り出し等した業務の割り振りなどを実施 ・スポットワークを活用した人材定着(正規雇用など) (支援方法) ・20社(介護・障がい分野)に対する伴走支援 (想定:グループ形式で3回※伴走前・中間・終盤) ・必要に応じて個別支援
	・業務支援アドバイザー等の方針に基づく、スポットワーク求人掲載等の伴走支援(事業所の状況に応じて対応) (支援内容) ・応募が増える求人内容の作成支援、スポットワーク求人掲載、マッチング ・マッチング手数料の負担(1事業所10万円/上限) ・スポットワーカーによる業務従事の継続支援
	・業務支援アドバイザーと「ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター」との定例ミーティング
令和9年2月中旬	・スポットワーカー活用による成果報告会の開催
令和9年3月中旬	・報告書・好事例集の作成